

損害賠償及び和解に関する件

平成29年(2017年)2月21日提出

札幌市長 秋元克広

本市は、下記により損害賠償の額を定め、和解するものとする。

記

1 相手方

札幌市西区

北海道西濃運輸株式会社

2 事故の概要

札幌市西区発寒15条14丁目において、相手方所有の建物4棟及び自動車5台が、発寒清掃工場(札幌市西区発寒15条14丁目)の煙突から飛散した錆を含む雨水等により損傷した。

なお、この事故は、議案第39号、第40号及び第42号から第47号まで、平成28年第3回定例会市議会報告第4号 番号31から番号76まで並びに平成28年第4回定例会市議会議案第23号、第24号及び報告第2号 番号6から番号88までと同一の事故である。

3 損害賠償の額

(1) 建物分	41,557,725円
(2) 自動車分	863,080円
ア 自動車1台	598,480円
イ 自動車1台	209,520円
ウ 自動車1台	18,360円
エ 自動車1台	18,360円
オ 自動車1台	18,360円
(3) 合計額	42,420,805円

(理由)

本市の業務に関して発生した事故について、損害賠償の額を定め、和解するため、本案を提出する。